



2024年11月20日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ  
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)  
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛  
問合せ先 経理部長 山口 和也  
(TEL. 03-6458-6913)

## 臨時株主総会の開催日及び付議議案並びに

### 株主提案に対する当社取締役会の意見の決定に関するお知らせ

当社は、2024年10月21日付け「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」で、2024年11月8日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせいたしました。

また、当社は、2024年10月11日付け「株主による株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ」で、当社の株主である福村康廣氏（以下「福村氏」といいます。）が臨時株主総会の招集を請求したことをお知らせいたしましたところ、本日開催の当社取締役会において、臨時株主総会開催日及び付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見について決議いたしましたので、その旨をお知らせいたします。

#### 記

#### 1 臨時株主総会の開催日及び場所

- (1) 開催日時：2024年12月20日（金曜日）午後2時
- (2) 開催場所：東京都中央区銀座八丁目2番8号 京都新聞銀座ビル5階  
会場名 TKP銀座ビジネスセンター

#### 2 臨時株主総会の付議議案

##### <会社提案>

第1号議案 取締役福村康廣の解任の件

##### <株主提案>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

候補者番号1 久永賢剛

候補者番号2 森下浩二

候補者番号3 柳澤裕治

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

伊藤浩一

#### 3 株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案に係る第2号議案及び第3号議案（以下「株主提案」といいます。）に、以下の理由で反対します。

(1) 福村氏の狙いが、資産流出等を目的とした当社取締役会の支配であることが推認されること

2024年8月23日付け「代表取締役の異動（解職）及び社長交代に関するお知らせ」のとおり、後述する福村氏の背任行為によって多額の資産が流出する等して、当社は、2024年8月23日、福村氏を代表取締役から解職いたしました。

この経緯について詳細に申し上げますと、福村氏は、2024年7月2日以降、30億円を使って株式会社G-7ホールディングスの株式を購入することを3回提案し、福村康廣氏を除く取締役は、全員一致で3回ともこの提案を否決しました。否決した取締役は、株式会社ボン・サンテの売却代金で当社は数十億円を得るものの、その売却先の株式購入のために30億円を費消する理由が不明であり、また、今後の事業展開に関し人材やノウハウ等のリソース確保、販売システムの構築などのために資金を確保しておかなければならないため、このような投資活動は本業で余剰資金を得てから実行すべきである、そもそも「桁」を間違っておられるのではないか等の意見を述べました。

そうしたところ、福村氏は、実力行使に出るべく、2024年8月22日に、実際には当社において銀行印、預金通帳を保管していたにもかかわらず、突如、金融機関に対して、銀行印及び預金通帳を紛失した旨の虚偽の申出を行って銀行印の改印及び預金通帳の再発行を敢行し、取締役会の承認を経ることなく、12億円の資金を移動（うち2億円は自身の銀行口座に移動）しました。

上記の他、福村氏による多数の背任行為と疑われる行為があり、当社は、2024年8月23日、福村氏を代表取締役から解職いたしましたが、その後になって、取締役の人数を増員しようとしたことや、増員の人数（福村氏を含めれば過半数となります。）に鑑みれば、福村氏の狙いは、自らが指名するものを取締役および監査等委員である取締役として選任、就任させることで、ひいては当社の取締役会を支配し、当社を自らの意のままに操ることが強く推認されます。

このような事態になると、当社取締役会が、2024年8月23日、福村氏を代表取締役から解職し、12億円の資産流出を防いだことが水泡に帰すことになりかねませんし、12億円はおろか、それを超える莫大な資産が流出するおそれがあります。のみならず、当社は、既に福村氏に対して損害賠償請求をしているところですが、福村康廣氏が、自身が保有する株式の数を背景に、監査等委員である取締役に圧力をかけて現在進行している福村氏に対する損害賠償請求を止めさせたり、ガバナンス委員会を解体させたりするおそれすらあり、結果、当社の資産を著しく毀損することが想定されます。

(2) 福村氏がいまだに当社から流出させた金銭を返還していないこと

(1)の資産流出目的であることに関連して補足すれば、当社は、財産を保全するべく、福村氏に対する1億3200万円の損害賠償請求権を被保全債権として、福村氏の不動産について仮差押えの申立てをしましたが、東京地方裁判所の裁判官が、2024年10月7日、当社の福村氏に対する1億3200万円の損害賠償請求権を被保全債権とした不動産仮差押えの申立てを認めています。

さらに、当社は、福村氏に対する1億1853万3362円の損害賠償請求権を被保全債権として、福村氏の株式について仮差押えの申立てをしましたが、東京地方裁判所の裁判官が、2024年10月15日、当社の福村氏に対する1億1853万3362円の損害賠償請求権を被保全債権とした株式仮差押えの申立てを認めています。

このとおり、東京地方裁判所の裁判官が、保全手続とはいえ、当社の福村氏に対する2億5353万3362円もの莫大な損害賠償請求権を認めたにもかかわらず、保全手続で争うこともせず、また、当社との話し合い、ヒアリング要請を拒否して、福村氏はこれを返還することもなく株主提案による自らが指名した取締役の増員を敢行しようとしています。

このような経緯からしても、福村氏の狙いが、当社から資産を流出させることにあることが強く推認されます。

### (3) 当社の福村氏に対する損害賠償請求を防止させるために圧力を加えるおそれがあること

2024年11月18日付け「ガバナンス委員会の答申書受領のお知らせ」のガバナンス委員会の調査報告書に記載されている、福村氏による暴言リストのとおり、福村氏は、自身の株式保有数を背景として、当社経営陣に対してパワーハラスメントと捉えられる言動を執拗に繰り返しているところであり、その対象には、福村氏に対する損害賠償請求訴訟を代表している福島寧夫氏が含まれています。

繰り返しになりますが、**東京地方裁判所の裁判官が、保全手続とはいえ、当社の福村氏に対する2億5353万3362円もの莫大な損害賠償請求権を認めた状態**で、かつ、当社は、2024年10月8日付け「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、これらについて訴訟提起もしています。さらに、これに加えて、当社は、2024年11月18日付け「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、新たに1億7996万円の損害賠償請求の訴訟提起もしています。

福村氏の提案を受け入れれば、福村氏が、自身が保有する株式の数を背景に、監査等委員である取締役にも圧力をかけて現在進行している福村康廣氏に対する損害賠償請求を止めさせるおそれがあります。

### (4) ガバナンス委員会が福村氏を断罪し、福村氏の退任が必須とされていること

2024年11月18日付け「ガバナンス委員会の答申書受領のお知らせ」のとおり、ガバナンス委員会の調査によって、次の内容の答申書を受領しています。

- ① 福村氏の取締役会の承認を経ない自己の報酬増額及び流出行為について、福村氏に、善管注意義務及び忠実義務が認められ、1億2060万3336円の返還義務が認められると考えられる。
- ② 福村氏の取締役会の承認を経ない12億円の資金移動及びうち2億円の着服行為について特別背任罪（会社法960条1項3号）が成立し得るし、未返還の1億2000万円について福村氏に不法行為責任が認められると考えられる。
- ③ 福村氏の取締役会の承認を経ない経費支出については、損害賠償責任が認められる可能性がある。
- ④ 福村氏の暴言は、違法な行為と言わざるを得ない。

そして、再発防止策として、福村氏の影響力を排除することが要求されています。なお、福村氏は直ちに取締役を辞任するべきであるとも答申されていますが、福村氏は辞任をしないため、当社取締役会としては、福村氏の影響力の排除として解任措置を取らざるを得ないと考えています。

以上